

小美玉市区管理公園等施設整備事業補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日

告示第 84 号

(目的)

第 1 条 この告示は、区が管理する公園等の適正な管理運営を期するため、公園等の施設整備費用に対し補助金を交付するものとし、当該補助金について、小美玉市補助金等交付規則（平成 18 年小美玉市規則第 41 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園等とは、公に供する目的で設置され、休息、散歩、遊戯、運動等に利用する公園及び緑地のほか、雨水の排水施設として都市計画法及び小美玉市宅地開発事業指導要綱により帰属を受けた土地に設置された施設（以下、「調整池」という。）をいい、主として特定の者の利用に供する目的のものは除く。
- (2) 区とは、行政区単位又は行政区内に設けられた公的団体又はこれに準ずるものをいう。
- (3) 公園施設とは、都市公園法第 2 条第 2 項の規定に準ずる施設及び調整池をいう。

(補助の対象事業)

第 3 条 補助金の対象事業は、公園等を管理する区が負担する経費（以下、「補助対象経費」という。）とし、次の各号いずれかに該当する場合とする。ただし、故意による損壊又は適正な管理を怠ったと判断される損壊によるものは補助の対象としない。

- (1) 公園施設を新たに設置する場合
- (2) 公園施設を補修し、又は交換する場合
- (3) 公園施設を移設し、又は撤去する場合
- (4) 遊戯施設の点検を専門業者に委託して行う場合

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費に別表においてそれぞれに定める補助率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により計算した補助金の額は、別表によるそれぞれの限度額の範囲内とする。
- 3 補助対象経費の別表に定める各種別の合計額が 5 万円未満である場合は、この補助金は交付しない。

4 計算した補助金の合計額に、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

(終期の設定)

第5条 この事業の実施期限は当該年度内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 小美玉市区管理公園等施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支計画書（様式第3号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に基づく申請があった日から15日以内に当該申請に係る書類を審査し、小美玉市区管理公園等施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(計画の変更承認)

第8条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項又は第2項に規定する計画の変更が生じたときは、遅滞なく小美玉市区管理公園等施設整備事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請された書類を審査し、事業計画変更承認決定通知書（様式第6号）を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該補助事業を完了し、及び補助金の交付を受けたときは、当該年度の末日までに小美玉市区管理公園等施設整備事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書（写し）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告された書類を審査し、必要に応じて行う実地調査等により補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小美玉市区管理公園等施設整備事業補助金確定通知書（様式第8号）を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金確定通知を受けた補助事業者は、小美玉市区管理公園等施設整備事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（概算払等）

第12条 規則第8条第2項に規定する、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、小美玉市区管理公園等施設整備事業（概算払・前払）交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第13条 規則第10条の規定による補助金の返還命令は、小美玉市区管理公園等施設整備事業補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

（文書の保管及び情報の公開）

第14条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年保管しなければならないものとする。

2 補助事業者は、当該事業に係る情報の公開に努めるものとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象施設の各種別補助額

種 別	補 助 対 象 経 費	補 助 額
新 設	新たに設置する公園施設の購入費及び設置に要する工事費又は既存の公園施設の撤去に要する工事費並びに撤去に伴い新設する公園施設の購入費及び設置に要する工事費	1/2 以内の額 ただし、30 万円を限度とする
補 修 及 び 交 換	既設公園施設の補修費及び交換費	1/2 以内の額 ただし、30 万円を限度とする
移 設 及 び 撤 去	危険防止のために既存の公園施設の移設又は撤去に要する工事費	1/2 以内の額 ただし、15 万円を限度とする
点 検	社団法人日本公園施設業協会認定の公園施設製品整備技士又は公園施設製品安全管理士を有する者による既設遊具の点検に要する費用	1/2 以内の額 ただし、10 万円を限度とする